

都道府県・ 政令指定都市名	19 北九州市
------------------	---------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	総務局女性の輝く社会推進室
担 当 職 員 数	13 人 (専任 13 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	女性の輝く社会推進！本部□
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成12年12月1日 根拠: 北九州市女性の輝く社会推進！本部設置要綱□
長 の 役 職	市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	北九州市男女共同参画審議会□
設 置 年 月 日	平成14年8月1日
構 成 員	17 人 (女性 10 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 31 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月		
名 称	第4次北九州市男女共同参画基本計画□		
改定・見直しの予定時期	令和6年度		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例□
	公 布 日	平成14年3月28日
	施 行 日	平成14年4月1日
	最 終 改 正 日	平成14年6月24日□
	改 正 内 容	男女共同参画審議会委員任期の特例
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

	目 標 値	令和 年度まで %				
		令和5年度まで 付属機関等ごとに男女比率の均等を目指し、全体で50%以上を目指す				
	根 拠	令和元年6月策定「第4次北九州市男女共同参画基本計画」				
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律又は法令により設置されている審議会等、条例・規則等により設置されている会議等				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(82)うち女性委員を含む審議会等数(82)			
	延総委員等数(1,447)延女性委員等数(769)		女性比率(53.1)			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(60)うち女性委員を含む審議会等数(60)			
	延総委員等数(1,217)延女性委員等数(635)		女性比率(52.2)			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(20)うち女性委員を含む審議会等数(20)			
	延総委員等数(766)延女性委員等数(363)		女性比率(47.4)			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(5)			
	延総委員等数(107)延女性委員等数(24)		女性比率(22.4)			
目標値以外の目標設定						
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	年	月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2			
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1			
		そ の 他	()			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
			(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率		
本庁	計	423	50	11.8	119	13	10.9	0	0		304	37	12.2
	うち一般行政職	396	44	11.1	112	11	9.8	0	0		284	33	11.6
支庁・地方事務所等	計	238	30	12.6	47	5	10.6	0	0		191	25	13.1
	うち一般行政職	194	28	14.4	39	5	12.8	0	0		155	23	14.8
全体	計	661	80	12.1	166	18	10.8	0	0		495	62	12.5
	うち一般行政職	590	72	12.2	151	16	10.6	0	0		439	56	12.8
(内数)	警察関係	0	0		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	38	5	13.2	7	0	0.0	0	0		31	5	16.1

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率
本庁	計	0	0		812	159	19.6
	うち一般行政職	0	0		756	134	17.7
支庁・地方事 務所等	計	0	0		644	141	21.9
	うち一般行政職	0	0		483	96	19.9
全体	計	0	0		1456	300	20.6
	うち一般行政職	0	0		1239	230	18.6
(内数)	警察関係	0	0		0	0	
	教育委員会	0	0		64	17	26.6

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)	係長相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率 (%)
本庁	計	49	3	6.1	0	0		46	19	41.3
	うち一般行政職	47	2	4.3	0	0		42	16	38.1
支庁・地方事 務所等	計	35	4	11.4	0	0		48	17	35.4
	うち一般行政職	24	4	16.7	0	0		35	13	37.1
全体	計	84	7	8.3	0	0		94	36	38.3
	うち一般行政職	71	6	8.5	0	0		77	29	37.7
(内数)	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	1	1	100.0	0	0		5	1	20.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇 任 試 験		昇 格 試 験		部局等の 推薦	経 験 年 数	遠隔地での長期研修 (4週間以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○					○					
補佐級											
係長級	○		○			○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		全受験者 数 (人)	女性受験 者数 (人)	女性 受験率 (%)
昇 任 試 験		1,684	548	32.5
昇 格 試 験				

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		総 数 (人)	うち女性 数 (人)	女性比率 (%)
全 体	計	225	114	50.7
	うち 上級	143	63	44.1
	うち一般行政職	180	99	55.0
	うち 上級	121	58	47.9
	うち警察関係	0	0	
	うち 上級	0	0	

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設定

名 称	北九州市立男女共同参画センター		愛称・通称	ムーブ	
設置年月日	平成7年7月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：803-0814 住 所：北九州市小倉北区大手町11-4 電話番号：093-583-3939 FAX番号：093-583-5107 ホームページ：http://www.kitakyu-move.jp/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：(公財)アジア女性交流・研究フォーラム) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：(公財)アジア女性交流・研究フォーラム) その他()				
職 員 数	常勤 19 人、	非常勤 0 人	予算額	令和2年度 278,207	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 女性誌「ムービング」等の発行、講師派遣等) ○ 2. 講座(主な事項： ジェンダー問題講座、就業支援講座等) ○ 3. 相談事業(主な事項 一般、人権侵害、法律、男性相談等) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書・資料等の収集) ○ 5. 苦情処理(主な事項 男女共同参画に関する苦情の処理) ○ 6. 交流促進(主な事項 ムーブ学生活動プロジェクト、ムーブフェスタ等) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： ムーブフェスタ市民企画事業) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) ○ 9. 調査研究(主な事項 ジェンダー問題講座・研究支援事業) ○ 10. その他(主な事項： 利用者を対象とした託児サービスの実施)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム			基金・基本財産額	329,346	千円
設置年月日	平成2年10月20日		出資者	北九州市ほか		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 北九州市女性団体連絡会議	加盟団体数	89	
				会 員 数	約1万5千人	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無				
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 { 内容: 市民向け啓発事業「男女共同参画フォーラムin北九州」の開催 }				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : 7. その他 (内容 : }
--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容: }

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	445,380	465,709	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.1 %	0.1 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	21,890	4,290	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定	
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定	
具体的な項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○	○	○	
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○	
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○	
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)	○	○	○	
	⑬ その他			○	

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
		2	1
選定の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称

→ 「企業の表彰制度」の具体的名称

北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具	北九州市女性活躍・ワークライフバランス
2 現在はないが、今後検討する			体的名称	推進協議会
			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 問17-1 名称 北九州市の男女共同参画社会に関する調査 報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期的場合 5 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()	

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画フォーラムin北九州 ・ 男女共同参画に関する広報啓発事業 ・ 男女共同参画に関する副読本の配布 ・ DV、デートDV予防啓発事業	講演会、座談会 事業実施団体を公募し、選考会を経て委託を行う 市内小・中学校に毎年配布 DV予防に関するリーフレットの配布や学校等でのデートDV予防教室の実施	3,000名 1,000名 20,000名 3,000名(デートDV教室)□	6～10月 7～2月 3月 6月～3月
2. 表彰 ・ 北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰 ・ 北九州市表彰男女共同参画功劳	働き方の見直しに積極的にチャレンジする企業等の熱意や努力、創意工夫を表彰し、その実践事例を広く、市民・企業へ紹介するもの。 男女共同参画社会形成のため長年活動している人や、先駆的な取組を実施した人を表彰し、その取組を広くPRする。	応募状況による	11月
3. 講座 ・ 男女共同参画フォーラムin北九州 ・ 男女共同参画に関する広報啓発事業	講演会、座談会 事業実施団体を公募し、選考会を経て委託を行う。	3,000名(再掲) 1,000名(再掲)	6月～10月 7月～2月
4. 相談事業 ・ 一般相談 ・ 人権侵害相談 ・ 元氣アップ相談 ・ 男性相談 ・ 法律相談 ・ 女性の就業等に関する相談	男女共同参画センター等で実施 男女共同参画センターで実施 男女共同参画センターで実施 男女共同参画センターで実施 男女共同参画センターで実施 ウーマンワークカフェ北九州で実施		通年 通年 通年 通年 通年 通年
5. 情報収集・提供 ・ ワーク・ライフ・バランス推進サイト運営	本市のワーク・ライフ・バランスに関する情報等の発進		通年
6. 苦情処理 ・ 苦情処理	男女共同参画の推進に関する苦情の処理		随時
7. 交流促進 ・ 市民活動支援・連携事業	男女共同参画センター等で実施		通年
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会 ・ 北九州市ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン ・ 企業向け出前セミナー ・ 女性活躍やイクボスの推進等に関するセミナー	企業・経済団体・労働者団体・市民団体・行政等で構成され、協働で本市のワーク・ライフ・バランス推進に取り組む ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性を集中的にPRする 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む、あるいは更に取組を進めようとしている企業・事業所等の業種や規模に応じ、ニーズにあった内容で、講師を直接企業に派遣し、セミナーを実施 女性活躍推進、イクボス推進等に関するセミナー、シンポジウム等の実施		通年 通年 通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・ (公財)アジア女性交流・研究フォーラム事業	(公財)アジア女性交流・研究フォーラムが行う国際交流、研究事業の支援		通年
10. 調査研究 ・ 調査研究	アジア女性交流・研究フォーラムで実施		通年
11. その他 ・ ウーマン・ワークカフェ北九州の運営 ・ 大学生向け早期キャリア支援	国・県・市が連携し、女性の就業・創業・キャリアアップ等をワンストップで支援するウーマンワークカフェ北九州を運営 市内企業の経営者や社員等を大学講義での講師役として派遣し、大学生における就職活動や就職後のキャリアに関する支援を実施		通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	北九州市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。 ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	1	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	4		
育児	4		
家族の看護	4		
家族の介護	4		
疾病	1		
その他	4		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	北九州市議会会議規則		
条文本文			
第2条 議員は疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由をつけ、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	2	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			
乳幼児連れの方などを対象とした防音仕様で、ベビーシートやおもちゃを備えた、特別傍聴室がある。			

調査時点コード: 3

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 (令和2年7月1日)

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	55	23	41.8	
	市町村防災会議(委員のみ)	54	23	42.6	
	2 民生委員推薦会	14	9	64.3	
	3 国民健康保険運営協議会	23	14	60.9	
	4 地方社会福祉審議会	42	21	50.0	
	5 土地利用審査会	5	3	60.0	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	12	60.0	
	7 公害健康被害認定審査会	9	5	55.6	
×	8 農業災害補償法 損害評価会				
	9 地方港湾審議会	30	14	46.7	
	10 土地区画整理審議会	10	2	20.0	
	11 建築審査会	7	4	57.1	
	12 開発審査会	7	4	57.1	
	13 介護認定審査会	362	161	44.5	
	14 精神医療審査会	20	11	55.0	
	15 市町村国民保護協議会	52	23	44.2	
	16 地方独立行政法人評価委員会	13	8	61.5	公立大学法人北九州市 立大学評価委員会と地方 独立行政法人北九州市 立病院機構評価委員 会の合計
	17 感染症診査協議会	8	4	50.0	
	18 市町村都市計画審議会	26	13	50.0	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	57	29	50.9	
×	21 児童福祉審議会				
	22 行政不服審査会	6	3	50.0	
合 計		766	363	47.4	
女性委員0の審議会数		0			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	32	16	50.0	市、7区選管の合計
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	54	3	5.6	東部、西部農業委員会 の合計
6	固定資産評価審査委員会	9	2	22.2	
合 計		107	24	22.4	
女性委員0の委員会数		1			